

定 款

(2023年6月29日改定)

横浜市都筑区茅ヶ崎中央6番1号サウスウッド4階

菊水ホールディングス株式会社

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、菊水ホールディングス株式会社と称し、英文ではKIKUSUI HOLDINGS CORPORATIONと表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むこと及び、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該株式会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 電気機械器具、医用機械器具、精密機械器具、合成樹脂加工品、化学製品、各種金属工業製品、ソフトウェアの製造、販売並びに輸出入。
2. 前項に附帯関連する一切の業務。

第3条 (本店の所在地)

当社は本店を神奈川県横浜市に置く。

第4条 (機 関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、3,000万株とする。

第7条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株式取扱規則）

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。

第3章 株主総会

第11条（招集の時期）

当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は随時必要があるときに招集する。

第12条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条（招集及び議長）

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

第14条（株主総会参考書類等の電子提供措置）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会毎にあらかじめ代理権を証する書面を提出しなければならない。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（当社株式の大量買付行為に関する対応策）

当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための対応策の導入は、株主総会の決議によって行う。

- ② 前項の対応策の廃止及び修正・変更は、株主総会又は取締役会の決議によって行う。
- ③ 第1項の対応策の発動又は不発動は、取締役会の決議によって行う。

第18条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（定員）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

第20条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。
- ④ 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第21条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 前条第4項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条（取締役会）

取締役会は、特に法令で定めた事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。

第24条（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第25条（取締役会規則）

取締役会の招集、議長、決議方法、議事録等取締役会に関する事項については、法令又は、本定款に別段の定めがあるものを除き取締役会の定める取締役会規則による。

- ② 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- ② 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

第28条（常勤監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第29条（監査等委員会）

監査等委員会は、監査等委員全員で構成され、法令に定める権限を有するほか、監査等委員の職務執行に関する事項を決定する。

第30条（監査等委員会規則）

監査等委員会の招集、議長、決議方法、議事録等監査等委員会に関する事項については、法令又は、本定款に別段の定めがあるものを除き監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第31条（選任方法）

会計監査人は、株主総会で選任する。

第32条（任 期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第33条（会計監査人の責任免除）

当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

第34条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第35条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第36条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

第37条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

- ② 未払の利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

第1条 当会社は、第72回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。